

(公財) 福岡県国際交流センター後援名義の使用申請要領 (抜粋)

1 趣旨

地域の国際化推進、県民の国際化社会への理解促進等を図る目的で行なわれる各種行事に対し「(公財) 福岡県国際交流センター」(以下「センター」という)の後援名義の使用を申請する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

2 承認の基準

(1) 主催者

主催者が、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 国及び地方公共団体(公共、公団等の外郭団体を含む)
- (イ) 公益法人(宗教法人を除く)
- (ウ) 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
- (エ) その他公共的活動を目的として結成された団体で、相当と認められるもの。

(2) 行事等の内容

行事等の内容が、次の各号に適合するものであること。

- (ア) 地域の国際化推進、普及又は啓発に積極的に寄与するものであること。
- (イ) 営利を目的としないこと。
- (ウ) 公共の福祉に反するおそれがないこと。
- (エ) 法令、規則等に違反するものではないこと。
- (オ) 原則として、広く県民一般を対象とするものであること。
- (カ) その他、政治性をもった活動や宗教活動などセンターの公平・中立性に対し県民に疑義を生じさせるものでないこと。

(3) その他

(1) 及び(2)の基準によるほか、後援等の名義を使用したことにより、センターの信用を失墜することのないよう次の事項に配慮すること。

- (ア) 行事等の開催については、事故防止、環境保全対策に十分な措置が講じられていること。
- (イ) 特定の企業等又は個人の宣伝に利用されないこと。

3 使用名義及び条件等

- (ア) 使用名義は「(公財) 福岡県国際交流センター」とする。
- (イ) 経費は、主催者負担とする。
- (ウ) 申請事項に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- (エ) 政治活動及び宗教活動は行なわないこと。
- (オ) そのほか、必要な条件を附することができるものとする。

附則：この要領は、平成25年4月1日から施行する。